

令和6年度 第5回葉山町公共下水道審議会 議事録（概要版）

日時 令和7年7月1日（火）14:00～16:00

開催場所 葉山町役場 議会協議会室

出席者 ○委員

加藤 裕之委員（会長）、難波 悠委員、青木 拓哉委員、高木 厚委員
守谷 寿浩委員、黒下 行雄委員、奥井 名奈子委員

○事務局

町田環境部長、大前下水道課長、阿比留下水道課課長補佐
秋本下水道課主査

議事 令和6年度第5回葉山町公共下水道審議会

1. 開会

2. 内容

①使用料改定に関する最終審議

②減免制度のあり方に関する最終審議

3. 閉会

1. 開 会

○事務局（大前）

第5回葉山町公共下水道審議会の開会にあたり、委員出席者が過半数（出席7名/全9名）に達しており、会議が成立していることを報告した。

また、傍聴者1名について、入室を許可した。

2. 内 容

（1）使用料改定に関する最終審議

令和6年10月18日付葉山下水道71号にて町長より諮問された、下水道使用料及び減免制度改定に関する答申案について、事務局より説明が行われた。

● はじめに

下水道事業開始の経緯、人口普及率の現状、供用開始から26年経過による施設老朽化、平成30年度からの公営企業会計適用と独立採算制の原則、使用料改定の必要性、令和2年度策定の葉山町下水道事業経営戦略における使用料適正化の位置付けについて。

● 使用料改定の必要性：以下の5点を使用料改定の必要性として挙げた。

- ・収支構造の適正化：総務省・国土交通省が示す使用料水準に達しておらず、国庫補助金重点配分対象外となる可能性がある。
- ・老朽化対策：施設老朽化への対応に多額の費用が必要。
- ・人口減少と使用水量減少：少子高齢化と節水意識の向上に伴う下水道使用水量の減少と、使用料収入減少。

- ・一般会計繰入金への依存解消：一般会計からの繰入金に過度に依存せず、運営に必要な費用を使用料収入で賄うことが必要。
- ・物価・金利上昇：事業の効率化を進めているものの、不安定な世界情勢の影響を受けたエネルギー価格高騰や政策金利上昇により、事業費用の増加が見込まれる。

- 下水道事業の経営改善

官民連携事業導入による経費削減と事業運営効率化の取り組みについて説明があった。令和 8 年度から管路施設の管理・更新一体マネジメント方式を、令和 9 年度から浄化センター等へのコンセッション方式導入が予定されている。

- 使用料改定時期と算定期間

使用料改定を行わない場合、令和 12 年度末には資金残高がマイナスとなる試算結果を踏まえ、令和 8 年 4 月を改定時期、算定期間を 3 年間（令和 8～10 年度）とする。また、使用料改定実施後の効果を見極めつつ、令和 11 年度以降の改定についても検討する必要がある。

- 使用料改定内容

2 カ月 25 m³使用の場合、2,398 円（税込）から 3,927 円（税込）に改定（平均改定率 54.5%）とする。

- 使用料体系

基本水量制（2 カ月 16 m³以内一律料金）は維持、基本使用料は 2,400 円に改定、累進使用料制は見直しを行い、大口利用者に過度の負担を強いている状況および小口の急激な負担増に配慮した単価設定とする。

- 減免制度

福祉的減免は公営企業会計の独立採算の原則の適用外と考えられ、一般会計繰入金で賄うべきだが、町下水道事業が独自に導入した経緯を踏まえ、町福祉部局との調整を早急に進めていく必要がある。

- 付帯意見

答申案には、以下の付帯意見が記載された。

- ・一般会計繰入金の段階的削減：54.5%の値上げは住民負担が大きいため、激変緩和にむけた、繰入金の段階的な削減について意見があったが、使用料の適正化に向け、段階的削減は考慮しないこととした。
- ・経営状態の把握と改善の継続：経営戦略に定期的な検証・評価と見直しを行う。
- ・使用料改定の周知：改定の趣旨・内容を様々な媒体で公開、周知する。
- ・安心・安全な下水道サービスの提供：計画的・効率的な事業運営に努める。
- ・接続率の向上：接続促進策を検討し、接続率向上に努める。
- ・次期改定に向けた留意事項：基本水量制・累進使用料制の課題を踏まえ、次期改定時に使用料体系見直しを検討する。

事務局の説明を受けて、各委員からの質疑応答は以下のとおりである。

○黒下委員

付帯意見に2点、追記を希望する。1点目は、54%の改定は住民への負担が非常に大きいので、激変緩和措置を検討するような意見を入れたい。2点目は、3年ごとの見直しで、令和11年以降も値上げの可能性があることを周知すべきである。

○事務局（秋本）

黒下委員の意見を反映し、もう少し直接的な意見を明記する方針とする。

○黒下委員

繰入金以外に激変緩和を行う方法はないか？

○事務局（秋本）

収入源は使用料と繰入金のためのため、難しい。

○黒下委員

収支マイナスでも、非現金支出の減価償却費等が含まれるため、運営は可能では？

○事務局（秋本）

3条収支の継続的なマイナスは資金繰りを圧迫し、どこかで資金繰りが行き詰まる。経営の健全性という観点では難しいため、3条収支は赤字を出さない経営としたい。

○加藤会長

繰入金の話は町全体の財政の話なので、最後は町の判断になってしまうが、審議会では委員から強い意見があったことを明記する方針ではいかがか？

○事務局（秋本）

「繰入金の段階的な減額は考慮せず、使用料改定を検討する意見に大勢が占めた。しかし、54.5%の値上げは住民への負担が大きく、激変緩和措置を考慮されたいとの意見が根強くあったことを改めて申し添える。」でどうか。

○黒下委員

問題ない。

○加藤会長

もう一つは、令和11年以降の値上げの可能性について。

○黒下委員

設備更新がピークとなる時期と値上げの関係、周知内容の表現を検討したい。

○事務局（秋本）

使用料改定の要因の一つに物価上昇があるが、見直し時に状況が変われば改定率は変わる可能性もある。「適正な使用料の見直し」という表現が良いのでは。

○黒下委員

3年後の見直しには賛成だが、今回改定を踏まえて、3年後の値上げ幅が大きいと問題では。

○事務局（大前）

令和11年の改定の可能性を周知すべき、という趣旨でよいか。

○奥井委員

値上げという表現は避けたい。

○加藤会長

厳しい状況は続くことは伝えて良い。

○難波委員

継続的な見直しの必要性は4ページの(3)に書かれている。それに対して、将来も経営状況を踏まえてもっと小まめに見直していく必要があって、それが令和11年度にもしかしたらすぐ来ることを周知しておくべきだということをうまく整理できれば。

○黒下委員

6ページ、(3)がいいのでは。

○難波委員

問題ない。

○黒下委員

上水道の値上げは3年間で終了すると思われている。

○事務局(秋本)

近隣自治体も同様の状況。1回の改定で終わらないのが現状である。

○加藤会長

住民の努力で値上げを抑える方法はないか。

○黒下委員

節水。接続率向上、雨水流入対策なども必要。

○黒下委員

3団地の雨水流入対策、下水道接続補助金の増額も検討しては？

○事務局(秋本)

増額前に接続した住民との公平性の問題がある。

○加藤会長

下水道の使い方の周知も必要では。

○事務局(大前)

浄化センター見学会で啓発活動を実施中。

○加藤会長

広報誌等で周知しているか。

○事務局(秋本)

答申内容を分かりやすくまとめたチラシを作成予定である。

○難波委員

6ページの「次期改定に向けた審議事項」について、審議会の議論が内包されているのは何となくわかるが、表現が分かりにくい。

○事務局(秋本)

答申に向けて内容を切り捨てた部分もあり、参考資料に補足している。基本水量制については国土交通省から廃止が望ましい旨が示されていることや、少量排水者の節水努力反映の観点から見直しが必要と考えており、基本水量を細分化したいと考えている。

○難波委員

基本水量制の見直しで、累進は強くなるのでは？

○事務局(秋本)

基本水量制の見直しにより累進制は一時的に強くなるが、上げ幅を圧縮する検討が必要である。また、別荘利用者の件については表現を変えてコメントしていきたい。

○黒下委員

基本水量制の不公平性とは？

○事務局（秋本）

16 m³まで同額なので、その範囲内で使用水量が多い人と少ない人がいた場合は不公平となる。

○加藤会長

別荘、基本水量、累進使用料制の問題は付帯意見に明記してはどうか。他にはあるか。

○事務局（秋本）

累進使用料制の段階が細かすぎるため、見直しを行いたいと考えている。

○加藤会長

なぜ見直しが必要と考えているか？

○事務局（秋本）

特に水量の多い区分は、利用者が少ないため、細分化して単価を設定している効果が見えにくい。一方で、分類数をいくつにするかは議論できていないため、次期改定でご意見を頂きたいと考えている。

○難波委員

基本水量制や累進使用料制の分類が当初の設定されたところから時代背景が変わってきているということを記載し、加えて葉山町としては生活実態のない別荘使用も多く、それに対しての料金の在り方は今後検討が必要であるという内容ではどうか。別荘については「二次的住宅」と言い換える案もあるが、「居住実態のない」の方が分かりやすいと思われる。

○難波委員

減免制度について、文章が少し分かりづらい。「福祉的な視点からの減免は、制度の趣旨を鑑みると公営企業会計の独立採算の適用外として一般会計繰入金で賄うべきであるが、町下水道事業が独自に制度を導入したという経緯を踏まえ、減免に必要な財源負担の在り方を明確にするために、福祉部局との調整を早急に進めていくことが適当である」の方がちょっとすっきりする。どこかで文章を分割できると、より分かりやすい。

ところで「町下水道事業が独自に制度を導入したという経緯を踏まえ」というのは、何を踏まえているのか。

○事務局（秋本）

一方的に「福祉部局で補填しよう」ではなく、下水道部局で制度を始めた経緯を踏まえ「下水道側も責任持って」の意味も込めて記載している。

○高木委員

答申案全体への異議はないが、2点意見を述べる。まず、累進使用料制の問題点について、長年放置されてきて、今回の答申でも3年間先送りされる。月 2,500 m³利用の場合、年間約 240 万円もの負担増になる。収支等の数値的にはやむを得ないものと思うが、感情的には公共料金で 54%もの値上げは納得しがたく、町民の負担実態を深掘りした議論が不足していたのではないか。

次に、福祉施設の料金設定について、自身（特別養護老人ホーム）は入居者と職員合わせて 90 名程度の利用で、2 カ月 2,500 m³とすると、1 人当たり使用水量は約 28 m³となる。一般家庭の 30 m³利用の場合の単価と比較すると、使用料単価は約 3.5 倍にもなる。個別水量計がないため大口利用と見なされるが、実態は町内高齢者の生活用水であり、家庭用と同等と考えると、料金設定

に不公平感、違和感を強く感じる。このあたりの議論は不足していたと考えており、3 年後に見直しを行うとのことだが、今回の答申に反映できなかった項目は、次回見直しに向けてすぐにも取り組みを進めるよう求める。

○事務局（秋本）

今回の答申は使用料の適正化を進めるうえでのスタートと考えており、ご意見を踏まえ、次期見直しに向けた取り組みを進める。

○加藤会長

答申案の修正は事務局に依頼する。最後に、審議会を通した感想を頂ければ。

○奥井委員

様々な立場からの意見を聞いて勉強になった。八潮市の事故を踏まえ、値上げの必要性を再認識した。また、別荘利用者と住民の公平性についても考えさせられた。

○守谷委員

老朽化対策、不明水問題が心配。また、節水意識の向上は悪いことではないのだが、下水道収入のバランスが課題。町内会として行政と連携していく。

○青木委員

54%の値上げはインパクトが大きい。周知を徹底し、葉山町の取り組みもアピールすべき。

○黒下委員

国の過大投資が原因の一つでは。国にも責任ある対応を求めたい。

○高木委員

町民も行政と協力し、課題解決に努力していくことが必要では。事務局の対応に感謝。

○難波委員

料金改定の必要性については全員が共有でき、前向きな議論ができた。福祉施設の減免制度は更なる議論が必要。料金改定は必要だが、今後の在り方について更なる検討を。

○加藤会長

事務局の努力に感謝。町民との対話の機会を増やし、より良い方向へ議論を進めてほしい。

3. 閉会

○事務局（大前）

答申を基に条例改正案を作成し、9 月議会に上程予定。承認いただければ令和 8 年 4 月から新料金体系開始。

次回の見直しは令和 11 年からとなっているが、もっと前から準備をしてご審議いただく形になると思われるので、引き続きご協力いただければと思う。

以上